

# サイバーセキュリティ普及啓発施策の 今後の方向性について

平成29年12月15日

情報セキュリティ社会推進協議会 運営委員会  
内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

# サイバーセキュリティ戦略

平成27年9月4日閣議決定

- 1 サイバー空間に係る認識
- サイバー空間：「無限の価値を産むフロンティア」である人工空間経済社会の活動基盤
  - 「接続融合情報社会（連融情報社会）」が到来
  - サイバー攻撃の被害規模や社会的影響が年々拡大、脅威の更なる深刻化が予想

- 2 目的
- 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展→「**経済社会の活力の向上及び持続的発展**」、「**国民が安全で安心して暮らせる社会の実現**」、「**国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障**」に寄与

- 3 基本原則
- ① 情報の自由な流通の確保 ② 法の支配 ③ 開放性 ④ 自律性 ⑤ 多様な主体の連携

- 4 目的達成のための施策
- ➡ ①後手から**先手**へ／②受動から**主導**へ／③サイバー空間から**融合**空間へ

## 経済社会の活力の向上及び持続的発展

費用から投資へ

- 安全なIoTシステムの創出
- セキュリティマインドを持った企業経営の推進
- セキュリティに係るビジネス環境の整備

## 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

2020年・その後に向けた基盤形成

- 国民・社会を守るための取組
- 重要インフラを守るための取組
- 政府機関を守るための取組

## 国際社会の平和・安定 我が国の安全保障

サイバー空間における積極的平和主義

- 我が国の安全の確保
- 国際社会の平和・安定
- 世界各国との協力・連携

## 横断的 施策

■ 研究開発の推進

■ 人材の育成・確保

- 5 推進体制
- 官民及び関係省庁間の連携強化、オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた対応

## サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）（抄）

第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。

2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針

二 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項

三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体（以下「重要社会基盤事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、サイバーセキュリティ戦略を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5・6 （略）

（所掌事務等）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二～四 （略）

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安全保障会議の意見を聴かななければならない。

3・4 （略）

## 戦略における普及啓発施策の位置づけ

### 【サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）】

（中略）サイバー空間の利用者たる国民の自助努力をサポートするため、国は、各種啓発主体と連携し、「サイバーセキュリティ月間」を始めとし、不正プログラムや不審なメールへの対処の方法等に係る普及啓発活動を推進する。とりわけ、サイバー空間に接し始める青少年やその保護者に対し、情報モラル教育を含めた啓発活動に重点的に取り組む。加えて、企業や学校のような組織に所属せず、サイバー空間の脅威や対策について学ぶ機会の少ない者に配慮した啓発活動を推進する。さらに、インターネット利用における悩みや不安に関する相談に応じられる人材を育成し、活動を促す取組についても、引き続き着実に推進する。

さらに、政府や関係機関による広く国民全体に向けた普及啓発活動に加え、年齢層や所属、ライフスタイルが異なる多様な国民のニーズにきめ細やかに対応していくためには、地域コミュニティによる主体的な普及啓発活動の活性化が望まれる。このため、産学官民の様々な立場の主体が有機的に連携し、一体となつて行う普及啓発活動が地域レベルでも促進されるよう、各地で実施されている草の根的な活動に対し、国も積極的な支援等を行う。

### 【サイバーセキュリティ戦略中間レビュー（平成29年7月13日サイバーセキュリティ戦略本部決定）】

NISCにおいて、関係省庁と連携し、今後のIT社会の一層の進展、IoTの普及等から中小企業、一般利用者等がサイバー社会により触れる機会がより多くなり、これらの利用者がサイバーセキュリティ対策に対する十分な理解・認識が進まないままに、様々なリスクに直面する現状を踏まえ、産官学民の様々な主体との連携を図ることにより普及啓発を行うとともに、評価を通じてより効果的かつ効率的なものとしていく。また、サイバー攻撃発生時や危険度の高い脆弱性が判明した時などに状況や対策についての情報発信や相談対応をより迅速に行えるよう関係機関の連携を図りつつ取組を強化する。

## 次期戦略に向けた普及啓発施策の検討（案）

現行の戦略（平成27年9月閣議決定）は、3年間の基本的な施策の方向性を提示。次期戦略の策定に向けて、普及啓発の基本的方針と具体的方策について検討を進める必要がある。

1. ITの利活用が広がり、サイバー攻撃の脅威が高まる中、国民の理解を促し、被害の拡大を防ぐとともに、国民の不安に対応することが必要。そのために、**どのような基本的方針で取り組んでいくべきか。特に重点化すべき普及啓発の対象はどのようなものか。**

（対象の例）児童・生徒、帰属する組織を持たない層、高齢者

2. 普及啓発の取組を効果的・効率的に実施するため、**どのような具体的方策が必要か？**

（具体的方策の例）

- ・サイバー月間をはじめとした集中的な普及啓発の強化
- ・地域コミュニティ単位での活動の推進
- ・相談に応じられる人材の育成